

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号ホ中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。